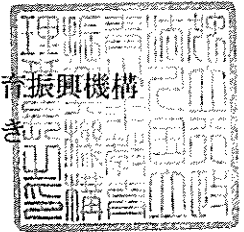


独国青財第106号
平成30年1月12日

取引停止措置通知書

北海道樺戸郡新十津川町字中央315番地1
株式会社セキュメント
代表取締役 松田 雅生 殿

独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事長 鈴木 みゆき



下記により貴社を取引停止としましたので通知します。

記

1. 取引停止

取引停止期間：平成30年1月12日から平成30年4月11日（3か月）

2. 事実概要

警備業法第49条第1項の規定に基づき、北海道公安委員会より、貴社における警備業務について、平成30年1月12日から平成30年2月25日までの間、営業停止の行政処分が命ぜられた。

これにより、貴社と平成28年2月18日付で契約締結している「国立大雪青少年交流の家プール監視業務」について、営業停止期間中の契約の履行ができなくなるとともに、仕様書で定める警備業法第21条第2項に規定する警備員教育の不実施が明らかとなった。

3. 取引停止措置の理由

上記の事実が、「独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要項」第3条別表第1措置要件4（契約違反）に該当するため。

○問い合わせ先

独立行政法人国立青少年教育振興機構
管理部財務課調達管理室事業支援第二係
電話 03-6407-7664